

## 統合新領域学府における障害のある学生に対する入学後の修学支援の流れについて

### 1. 相談体制

障害のある学生は、インクルージョン支援推進室に相談する。

### 2. 統合新領域学府における合理的配慮の協議

合理的配慮要望書を受理した統合新領域係は、各専攻教務系WGに修学上の配慮について検討を依頼する。各専攻教務系WGより検討結果の報告を受けた統合新領域学府長は協議内容等を踏まえて配慮内容を決定する。

- ・要望した学生が基幹教育科目を履修している場合は、基幹教育教務係と情報共有に努める。
- ・要望した学生が他学部所属の場合は、学生の所属学部学生係と情報共有に努める。

### 3. 配慮内容の通知

統合新領域係は、学府長名義で「合理的配慮依頼文」を作成する。この「合理的配慮依頼文」を、統合新領域係より担当教員へ送付するとともに「合理的配慮依頼文」の写しを学生支援課に送付する。また、統合新領域係は、学府長名義で「合理的配慮通知文」を作成し、学生に送付する。

### 4. 配慮の実施

担当教員は配慮の具体的内容について学生と建設的対話(各授業科目の教育目標や教育方法等を踏まえた協議)による相互理解を通じて、合意形成し、決定・実施する。

担当教員は、配慮実施にあたって必要な準備等がある場合は、統合新領域係と協議する。

### 5. 部局のみでの対応が困難な事案の報告相談

学府長は、総括監督責任者(障害者支援推進担当理事、学生支援課が窓口)に相談する。

総括監督責任者は、学生支援課に指示等を行う。学生支援課は、財務部、施設部等との連携を図り、配慮の実施に向けた調整等を行う。総括監督責任者は、障害者支援推進専門委員会に付議して対応について検討した後、決定した配慮内容等を学府長に通知する。

### 6. 不服申立

学生は、学府長が決定した配慮内容等に不服がある場合は、総括監督責任者(障害者支援推進担当理事、学生支援課が窓口)あてに申し立てることができる。

### 7. その他

学生は、合理的配慮要望書を提出したにも関わらず、配慮の決定及び実施に遅延が生じている場合、又は、その他要望に対し相談事項が生じた場合は、学生支援課に相談することができる。

※ キャンパスライフ・健康支援センターインクルージョン支援推進室は、適宜、相談に応じるものとする。

# <障害のある学生に対する入学後の修学支援の流れ>

